

令和2年3月24日

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の 認可について

近畿経済産業局長から、下記の事業者による指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可申請に関する、改正法附則第28条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

記

坂本油化株式会社	(法人番号 5120001051760)
イワタニ近畿株式会社	(法人番号 4120001163598)
株式会社大京	(法人番号 2130001011023)
株式会社深田ガスサービス	(法人番号 9120001156572)
川本産業株式会社	(法人番号 6122001016156)
北村産業株式会社	(法人番号 8122001015271)
近江八幡ガス事業協同組合	(法人番号 7160005006730)
丸亀瓦斯株式会社	(法人番号 1130001035816)
株式会社仙賀	(法人番号 4130001035648)
高橋商事株式会社	(法人番号 2130001036788)
大丸エナウイン株式会社	(法人番号 6120001031150)

(別紙)

官 印 省 略
20200324 近畿第 49 号
令和 2 年 3 月 24 日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について (回答)

令和 2 年 3 月 24 日付け 20200324 近畿第 30 号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。